

みなかみ町空き家バンク制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家等の有効利用を通して町民と町外居住者等の交流拡大及び定住促進を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 居住を目的として建築した建物及び宅地のうち、現に利用していないものをいう。
- (2) 所有者等 空き家等にかかる所有権その他の権利により、当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク制度 町内に存する空き家等に関する情報を登録し、町内へ定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外の空き家等の取引を妨げるものではない。

(協定)

第4条 町長は、本事業の推進に当たって、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会（以下「協定締結団体」という。）と協定書を取り交わすものとする。

(空き家等の登録)

第5条 空き家バンク制度に空き家等に関する情報を登録しようとする所有者等は、みなかみ町空き家バンク登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に当該空き家等の登記簿謄本、公図その他必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 所有者等は、登録しようとする空き家等に所有者等以外の権利が設定されている場合は、当該権利者から空き家バンク制度に登録する承諾を得て、みなかみ町空き家バンク登録承諾書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による登録の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。
- 4 町長は、前項の規定による登録をしたときは、みなかみ町空き家バンク登録書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(空き家等の取扱い業者)

第6条 所有者等は、空き家等の仲介等の取扱いを希望する業者の有無を申請書に記載し、当該空き家等の取扱い業者を決定するものとする。ただし、当該取扱い業者は、別に定める協定締結団体の所属会員とする。

- 2 所有者等は、空き家等の取扱いを希望する業者がない場合は、町長に対して取扱い業者の照会を依頼するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により照会の依頼を受けた場合は、協定締結団体に対して当該空き家等の情報を提供し、取扱い業者の照会を依頼するものとする。

- 4 町長は、協定締結団体から照会を受けた取扱い業者を所有者等へ照会し、所有者等は、照会を受けた者の中から取扱い業者を決定するものとする。
- 5 取扱い業者を決定した場合は、当該取扱い業者を空き家バンク登録台帳へ登録するものとする。

(空き家等の登録事項の変更)

第7条 第5条第4項の規定による登録の通知を受けた申請者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、速やかにみなかみ町空き家バンク登録変更届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更の届出があった場合は、その内容等を確認し、空き家バンク登録台帳に変更の内容を記載するものとする。

(空き家等の登録の取消し)

第8条 空き家バンク登録台帳の登録を取り消そうとする登録者は、みなかみ町空き家バンク登録取消書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申出があった場合は、当該空き家バンク登録台帳の登録を削除するとともに、みなかみ町空き家バンク登録取消通知書（様式第6号）を当該登録者に通知するものとする。

- 3 町長は、次のいずれかに該当するときは、当該空き家バンク登録台帳の登録を削除するとともに、みなかみ町空き家バンク登録取消通知書により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家等に関する所有権その他の権利に異動があることを知ったとき。
- (2) 虚偽の内容により申請されたとき及び法令に違反し又は違反するおそれがあると認められたとき。
- (3) 登録の日から2年を経過したとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

(空き家バンク利用希望者の登録)

第9条 空き家バンク制度による情報の提供を受けようとする利用希望者は、みなかみ町空き家バンク情報利用登録申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められたときは、空き家バンク情報利用希望登録台帳に登録するものとする。

- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、みなかみ町空き家バンク情報利用希望者登録書（様式第8号）により当該利用希望者に通知するものとする。

(利用希望者の登録事項の変更)

第10条 前条第3項の規定による通知を受けた利用希望者は、登録事項に変更があったときは、速やかに、みなかみ町空き家バンク情報利用希望者登録事項変更届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(利用希望者の登録の取消し)

第11条 空き家バンク情報利用希望登録台帳の登録を取り消そうとする利用希望者は、みなかみ町空き家バンク情報利用希望者登録取消申請書（様式第10号）を町長に提出しな

なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申出があったときは、空き家バンク情報利用希望登録台帳の登録を削除するとともに、みなかみ町空き家バンク情報利用希望者登録取消通知書(様式第11号)により当該利用希望者に通知するものとする。
- 3 町長は、次のいずれかに該当するときは、空き家バンク情報利用希望登録台帳の登録を削除するとともに、みなかみ町空き家バンク情報利用希望者登録取消通知書により当該利用希望者に通知する。
 - (1) 空き家等の利用目的がこの制度の目的に該当しなくなったとき。
 - (2) 空き家等を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
 - (3) 利用希望者の登録の内容に虚偽があったとき。
 - (4) 登録の日から2年を経過したとき。
 - (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(情報の提供)

第12条 町長は、空き家バンク利用希望登録台帳に記載されている利用希望者の情報を協定締結団体へ提供するものとする。

- 2 協定締結団体は、利用希望者に対して空き家等の情報を提供するものとする。
- 3 町長は、空き家バンク登録台帳に登録された情報(所有者等の個人情報を除く物件情報に限る。)をインターネット等を通じて広く提供するものとする。

(登録者と利用希望者との交渉等)

第13条 町長は、登録者及び利用希望者が行う、物件に関する交渉及び契約については、直接これに関与しない。

- 2 契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとする。
- 3 物件に関する交渉及び契約については、協定締結団体の所属会員である取扱い業者に仲介を依頼するものとする。

(免責事項)

第14条 空き家等の情報は、所有者等から提供された情報を公開するものであり、内容の真正を保証するものではない。

- 2 町長は、ネットワーク機器、回線等の故障、停電、天災、保守作業その他の事由により、情報提供の中断又は遅延が発生したときは、利用者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。
- 3 空き家バンク制度の利用により登録者、利用希望者その他第三者が被った損害等については、一切の責任を負わないものとする。

(成約の報告)

第15条 登録者は、空き家バンク登録台帳に登録した空き家等について、売買又は賃貸借に関する契約を締結したときは、みなかみ町空き家バンク成約物件報告書(様式第12号)により、速やかに町長に報告するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年11月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

みなかみ町空き家バンク登録申請書（新規・再登録）

みなかみ町長 様

申請日	平成 年 月 日	受付者	
申請者 ※申請者の情報はホームページには掲載されません。			
氏名	印	所有者との関係	
住所	〒		
電話		ファックス	
メールアドレス			

空き家等の概要について			
所在地			
所有者			
空き家等の区分	空き家（建物・土地）	空き地	付帯物件あり
延べ床面積（㎡）		土地面積（㎡）	
建築年		空き家になった時期	
構造・間取り			
賃貸・売買の条件 ※どちらとも可能な場合は、両方の条件を記入してください。	(1)家賃（月額）又は売却希望価格		
	(2)保証金・礼金		
	(3)希望契約期間		
	(4)更新料等		
交通（最寄りバス・バス停）			
取扱い希望業者の有無	有・無	希望業者名	
備考	電気・ガス・水道、附帯設備、リフォームの有無等、その他		

受付日	平成 年 月 日	物件登録番号	
受付方法	ファックス ・ 郵送 ・ メール ・ 来庁		

- 注1 添付書類 新規＝登記簿（土地・建物）・公図・間取り図・案内図・固定資産税課税明細書又は固定資産税評価証明書、再登録＝登記簿（土地・建物）
- 2 登録期間は原則として受付日から2年です。
- 3 登録期間中に契約が締結された場合は、「みなかみ町空き家バンク成約物件報告書」（様式第12号）を提出してください。
- 4 太線の枠内は記入しないでください。
- 5 みなかみ町個人情報保護条例（平成17年みなかみ町条例第6号）の趣旨に基づき申請された個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。
- 6 申請者と所有者が異なる場合、空き家バンクに登録できない場合があります。

みなかみ町空き家バンク登録申請書

案内図

※目印となる建物、道路、河川等を記入してください（住宅地図などで代用可）。

みなかみ町空き家バンク登録申請書

案内図

1階

2階

※平面図等のコピーで代用可

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

みなかみ町空き家バンク登録承諾書

みなかみ町長 様

住 所

氏 名

印

電 話

私は、下記の空き家等の情報を「みなかみ町空き家バンク」に登録し、その情報を町のホームページ等で公開することについて承諾いたします。

記

所在地			
所有者			
空き家等の区分	空き家（建物・土地）	空き地	付帯物件あり
延べ床面積（㎡）		土地面積（㎡）	
権利の種類			
備考			

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

みなかみ町空き家バンク登録書

（申請者） 様

みなかみ町長 印

みなかみ町空き家バンクに登録申請のあった空き家等について、登録しましたので下記のとおり通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録日 年 月 日
- 3 登録期限 年 月 日（登録日から2年間）
- 4 物件の所在地

※登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。また、登録期限が到来した物件は、再登録手続きがない場合、登録台帳から抹消されます。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

みなかみ町空き家バンク登録変更届

みなかみ町長 様

住 所

氏 名

印

電 話

みなかみ町空き家バンクへの登録事項について、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1 登録番号

2 登録日 年 月 日

3 変更内容 変更前

変更後

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

みなかみ町空き家バンク登録取消申請書

みなかみ町長 様

住 所

氏 名

印

電 話

みなかみ町空き家バンクへ登録した空き家等について、下記のとおり登録の取消しを申請いたします。

記

1 登録番号

2 取消し理由

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

みなかみ町空き家バンク取消通知書

（申請者）

みなかみ町長 印

みなかみ町空き家バンクに登録した空き家等について、登録台帳より削除しましたので下記のとおり通知します。

記

1 登録番号

2 登録日 年 月 日

3 削除日 年 月 日

様式第7号（第9条関係）

みなかみ町空き家バンク情報利用登録申請書（新規・再登録）

みなかみ町長様

申請日	年 月 日	受付者	
氏名			
生年月日	年 月 日		
住所	〒		
電話		FAX	
メールアドレス			
希望する条件	地区	地区名（ ） ・ どこでもよい	
	物件の種類別	空き家（購入・賃貸） 空き地（購入・賃貸）／その他（ ）	
	物件詳細	間取り・状態・広さ・その他	
	価格（税込）	賃貸 円／月	購入 円
	その他	立地条件・環境条件など	
	登録理由	1 みなかみ町への移住 2 町内転居 3 セカンドハウス 4 就農 5 その他（ ）	
物件の紹介	希望する・希望しない	※空き家バンクに希望物件がない場合、協定締結団体から空き家等を紹介してもらうことができます。その場合、「希望する」を選択した方の「利用登録書」を協定締結団体あて送付しますので、後日会員業者から空き家等の情報提供があります。	
備考			

受付日	年 月 日	利用者登録番号	
受付方法	郵送 ・ ファックス ・ メール ・ 来庁		

- 注1 利用登録期間は原則として受付日から2年です。
 2 協定締結団体に加盟する取扱い業者が仲介しますので、成約した場合は、仲介手数料が必要となります。
 3 登録期間中に上記内容に変更が生じた場合は、速やかに「みなかみ町空き家バンク情報利用希望者登録事項変更届」（様式第9号）を提出してください。
 4 太線の枠内は記入しないでください。
 5 みなかみ町個人情報保護条例（平成17年みなかみ町条例第6号）の趣旨に基づき申請された個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

みなかみ町空き家バンク情報利用希望者登録書

（申請者） 様

みなかみ町長 印

みなかみ町空き家バンクの情報利用について、利用希望者台帳に登録しましたので通知します。

記

1 登録番号

2 登録日 年 月 日

3 登録期限 年 月 日（登録日から2年間）

※登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

みなかみ町空き家バンク情報利用希望者登録事項変更届

みなかみ町長 様

住 所

氏 名

印

電 話

みなかみ町空き家バンクの登録事項について、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1 登録番号

2 登録日 年 月 日

3 変更内容 変更前

変更後

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

みなかみ町空き家バンク情報利用希望者登録取消申請書

みなかみ町長 様

住 所

氏 名

印

電 話

みなかみ町空き家バンクの利用希望者登録の取消しを下記のとおり申請します。

記

1 登録番号

2 取消し理由

様式第11号（第11条関係）

年 月 日

みなかみ町空き家バンク情報利用者登録取消通知書

（申請者）

みなかみ町長 印

みなかみ町空き家バンクの情報利用について、利用希望者台帳より削除いたしましたので下記のとおり通知します。

記

1 登録番号

2 取消日 年 月 日

様式第12号（第15条関係）

年 月 日

みなかみ町空き家バンク成約物件報告書

みなかみ町長 様

住 所

氏 名 印

電 話

みなかみ町空き家バンクに登録した空き家等について、下記のとおり成約いたしましたので報告いたします。

記

1 登録番号	
2 契約形態	土地 ・ 建物 / 売買 ・ 賃貸
3 契約の相手方	
氏名 (法人の名称、代表者氏名)	
生年月日	
現住所	
電話	
家族構成	
住民票異動	有 ・ 無
異動（予定）日	
4 契約書	別添のとおり写しを1部添付します。
5 物件を知った経緯	ホームページ・不動産業者の紹介・その他（ ）
6 担当業者名	担当者名